

別表（第4条関係）

事業内容	補助率	補助上限額	補助台数	補助回数	補助対象経費	補助対象外経費	補助要件	その他
ロボット介護機器導入に係る経費	2分の1	1台につき30万円	事業所で必要とする台数分	1計画につき1回	<p>※次の1から3のすべての要件を満たすロボット介護機器</p> <p><b>1 目的要件</b> 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用し、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。</p> <p><b>2 技術的要件</b> 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 (1) ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これらによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。 (2) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット。（重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発）に限る。）</p> <p><b>3 市場的要件</b> 販売価格等が公表されており、一般に購入等ができる状態にあること。</p>	<p>○交付決定前に導入した機器</p> <p>○消費税</p> <p>○保険料、保守費</p> <p>○搬入費、送料</p> <p>○設置工事費 （ただし、2の通信環境整備のための費用であれば対象）</p> <p>○メンテナンスに係る経費</p> <p>○通信に係る経費</p> <p>○タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等のロボット介護機器とは異なる機器。</p>	<p>※（1）～（3）のいずれも満たすこと。</p> <p>（1）以下の内容が盛り込まれている介護ロボット導入計画を作成すること。 ・達成すべき目標 ・導入する機器等 ・期待される効果等 ※導入後3年間にわたる内容が盛り込まれていることが望ましい。</p> <p>（2）LIFEによる情報収集に協力すること。</p> <p>（3）導入翌年度に、「厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室」に、導入製品の内容や導入効果等を報告すること。</p>	<p>○応募額により、補助率や補助台数、1法人における応募数を制限することがある。</p> <p>○導入方法がリース・レンタルによるもの場合、対象となるのは令和6年3月31日までの支払い分までとなる。</p>
見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備に要する経費		1事業所につき750万円			1事業所につき1回	<p>※見守り機器を導入している、また導入する予定であることが前提。</p> <p><b>1 Wi-Fi環境を整備するために必要な経費</b> 配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築の導入にかかる費用。</p> <p><b>2 職員間で使用するインカム</b> 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのもの。デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムも含む。</p> <p><b>3 介護ロボット機器から得る情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費</b> 介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等の導入にかかる費用。</p>	<p>○タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等</p>	